

令和2年度申請・3年度使用

地域配分 B 配分

(施設・地域福祉活動団体)

申請の手引き



赤い羽根共同募金 地域配分 (B 配分) 事業

社会福祉法人 東京都共同募金会

I. 目的

この配分金は、区内で集められた赤い羽根共同募金を原資に、地域における民間の地域福祉活動事業や更正保護事業、その他社会福祉を目的とする事業（以下「施設」という）や様々な福祉課題の解決や、区民同士の交流促進などに取り組む団体（以下「地域福祉活動団体」という）を支援するための制度です。

II. 対象となる団体

1. 施設

配分の対象者は、東京都の区内域に所在し、都民を対象に社会福祉事業を営んでいる次の者としてします。ただし、東京都の区域外に所在する施設を営む者であっても、主として都民を対象に運営されているものは、配分対象とします。

- (1) 社会福祉法人、更正保護法人及び民法等で公益に関する事業を行う者として設立された非営利法人
- (2) 法人格は有していないが、すでに社会福祉事業運営の実績があり、所在地の自治体等から定期的に助成を受けている施設・団体

対象種別

- (1) 社会福祉法第2条に定める児童厚生施設（児童館）
- (2) 社会福祉法及び東京都補助要綱による保育施設
- (3) 障がい児・者の地域生活支援及び就労支援を行う施設・団体
- (4) 社会福祉関係通知による入所施設

2. 地域福祉活動団体

助成対象となる団体は、下記に掲げる要件を満たす地域で活動する団体とします。ただし、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）以外の法人格を有する団体は対象団体としません。

- (1) 世田谷区内に所在し、区内で福祉活動を行っているか、又は福祉活動を行うことを目的とした団体の設立を予定していること。
- (2) 規約を有し、予算及び決算報告書が明確なこと。又はこれに類する企画書・収支計画等があること。
- (3) その他、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会会長が認めるもの。

※社会福祉協議会が実施している他の助成金の交付を受けている団体または申請時点で活動実績が1年未満の団体（次年度に設立・事業開始を予定している団体など）は、この助成の対象にはなりません。

Ⅲ. 配分対象となる事業

下記に掲げる事業が対象となります。

1. 施設

(1) 備品整備 (原則5年以上の使用が見込まれるもの、消耗品は除く)

利用者が日常的に使用するもの (利用者のためのもの)	
電化製品	テレビ、DVDレコーダー、洗濯機、冷蔵庫、エアコン等
家具・備品	テーブル、椅子、棚、ソファ、ベビーカー等
遊具	大型室内遊具、プール、三輪車等
利用者の就業訓練、生活訓練、授産作業等で使用するもの	
作業物品	機器、作業台、調理機器、陳列棚、ショーケース等

(2) 利用者や地域住民が使用する防災・災害対策用備品

例：園児避難用リカー、簡易トイレなど

(3) 小破損修理 ※原則、賃貸物件に係るものは対象外となります。

例：畳の表替え、トイレ、床、壁、扉等の改修・修理

(4) 研修・訓練・交流事業

利用者の生活のためのもの (利用者一人につき1回、一貫した目的をもった1事業)	
日常生活力向上に資するもの	宿泊訓練、日帰り研修等
社会生活力向上に資するもの	社会見学、職業体験、地域交流会等
生活力向上に資するもの	音楽療法、スポーツ、文化活動、健康診断等

2. 地域福祉活動団体

(1) 区民同士の交流促進に資する事業

- ① 区民を対象とした交流・学習・イベント・会食等
- ② 区内施設の利用者家族会等が実施するイベント・研修等

(2) テーマ別重点推進事業

- ① 福祉的な支援が必要な方の早期発見・解決に資する事業
例：支援機関・団体のネットワークづくり、見守り活動 (子ども、高齢者、障害者) 等
- ② 若者の社会参加や多世代交流を促す多様な居場所づくり事業
例：地域の縁側づくり・フリースクール・コミュニティカフェなど
- ③ 災害 (激甚災害) における区内避難者の孤立解消に資する事業
例：区民との交流促進・生活支援など
- ④ 地域福祉の新たな担い手の発掘やスキルアップを目的とした研修・広報事業
例：区民を対象とした研修・講習会、意識啓発目的の冊子づくりなど
- ⑤ 地域福祉を進めていく上で他団体と共催で開催する事業
例：成果発表会、合同研修会、イベント等
- ⑥ その他、今日的なニーズに対応した事業

(3) 調査研究事業

ニーズ把握・新たなサービス創出を目的とした調査研究事業

例：区民や事業者への聞き取り調査・郵送調査など

IV. 対象外となる事業

下記に掲げるいずれかに該当する事業については、配分対象から除外となります。ご注意ください。

(施設・地域福祉団体共通です)

- (1) 営利法人が行う事業、または、営利を目的として行っているとみなされる事業
- (2) 国または地方公共団体が経営の責任を負う事業
- (3) 政治・宗教等に利用されているとみなされる事業
- (4) 会員等の互助共済を主目的とする事業
- (5) 経営の基礎や管理の状況が不安定であり、継続性の乏しい事業
- (6) 地域住民からの信頼性に欠ける事業
- (7) 配分金以外の収入を確保または期待することができ、これによって必要な経営が可能な事業
- (8) 配分審査の時点で既に着手している事業
- (9) 共同募金の配分金によるものであることを明確に表示できない事業
- (10) 施設利用者の処遇向上にかかわるものでない事務管理面の整備事業
- (11) 公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分

※営利、政治、思想及び宗教活動を目的とする団体及び反社会的勢力と関係のある団体は、いかなる場合も申請の対象となりません。

V. 助成金額

1. 施設

10万円以上30万円以内

2. 地域福祉活動団体

(1) 区民同士の交流促進に資する事業：10万円以内

(2) テーマ別重点推進事業：30万円以内

(3) 調査研究事業：30万円以内

1. 2ともに「申請事業費」の75%以内

(申請事業費とは、総事業費から参加者負担金〔参加費〕を引いた額)

VI. 対象とならない経費

下記に掲げる経費は、配分の対象になりません。ご注意ください。(施設・地域福祉団体共通です)



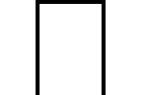
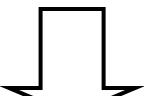

- (1) 事務用品(団体が使用するもの) 例: パソコン・カメラ・コピー機・書庫・事務机等
- (2) 施設・団体の責任で設置する設備、事業の実施 例: 防犯備品、研修会参加費、宿泊費等
- (3) 団体の運営経費 例: 家賃、光熱水費、常用職員の人件費、各種リース料等
- (4) すでに終了した事業に対する経費
- (5) 営利又は営利を目的とみなされる経費 例: 自主出版するための印刷製本費等
- (6) その他、世田谷区配分推せん委員会が対象外とする経費

VII. 対象となる事業の実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※領収証及び請求書等も令和4年3月31日までの日付のもののみ対象となります。

VIII. 申し込みからの流れ

- | | |
|---|--|
| ① 令和2年10月9日まで | <申請受付> |
|  | |
| ② 令和2年12月 | <世田谷区配分推せん委員会より推薦> |
|  | ※配分金額は、申請件数、内容、配分総額を世田谷区配分推せん委員会において精査し、東京都共同募金会へ推薦いたします。 |
| ③ 令和3年3月下旬 | <配分金決定> |
|  | ※配分金額については、東京都共同募金会理事会において決定されます。
このため実際の配分金額は限度額より少なくなることもありますので予めご承知おきください。 |
| ④ 令和3年6月 | <配分金交付> |
|  | ※東京都共同募金会作成の決定通知書を事務局より郵送いたします。 |
| ⑤ 令和3年度内 | <事業実施> |
|  | ※事業の対象となるのは、上記VIIの期間が対象となります。ご注意ください。
助成金の対象となる事業に使用した領収証等は、紛失しないようご注意ください。 |
| ⑥ 事業終了後30日以内 | <実績報告> |

IX. 申請について

1. 申請の受付期間 令和2年7月17日(金)から10月9日(金)まで

2. 提出書類 下記の(1)～(6)の書類を作成の上、ご提出ください。

- (1) 地域配分(B配分)申請書(令和2年度申請・3年度使用)
- (2) 会則、規約
- (3) 会員名簿
- (4) 決算書・事業報告書
- (5) 予算書・事業計画書(事業実施企画書)
- (6) 会報、通信類

※(1)は原本と合わせてコピーを1部ご提出ください(添付書類は1部で構いません)。

※(2)(3)(4)(5)は最新のものをご提出ください。

※初めて申請される方は、上記書類のほかに、次年度の活動計画書を添えてご提出ください。

3. 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請書に記入していただいた個人情報、世田谷区社会福祉協議会の「個人情報保護に関する方針」にしたがい、本配分金の目的以外に地域福祉活動団体、NPO等支援に関する研修事業等のご案内に利用させていただくことがあります。
- (2) 年間1団体1事業の申請です。
- (3) 連合体であって会計上、決算上独立している支部等は1団体と見なすことができます。

4. 相談・提出先

※施設・団体ともに申請の際は、電話連絡の上、下記地域社協事務所へご持参ください。

- **世田谷地域社会福祉協議会事務所**
太子堂2-12-2 T-one 世田谷ビル5階
電話：03-3419-2311
- **北沢地域社会福祉協議会事務所**
北沢2-11-3 イサヤビル3階
電話：03-5787-8537
- **玉川地域社会福祉協議会事務所**
玉川1-20-21 玉川総合支所 二子玉川庁舎A棟2階
電話：03-5491-8525
- **砧地域社会福祉協議会事務所**
成城2-33-15 成城二丁目事務所棟
電話：03-5727-6101
- **烏山地域社会福祉協議会事務所**
南烏山5-18-13 モリッチビル4階
電話：03-5314-1891

IX. その他

- (1) 配分金の申請に偽り、その他不正な手段により交付を受け、または申請内容と異なる使用方法などがあった場合には、配分決定の取り消しや返還などを求めることがあります。
- (2) 提出書類の不備、遅延が著しい場合などは、翌年度以降の配分申請をお断りする場合がありますので、ご承知おきください。

《よくあるご質問 Q & A》

Q 他のファンドなどから助成を受けている場合でも申請できるのでしょうか？

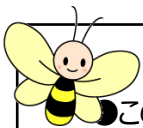
A 申請できます。

ただし、世田谷区社会福祉協議会が実施している他の助成または補助を受けている場合は申請できません。
(他団体からの助成を受けている場合、そちらの規定もよくご確認ください。)

Q 配分を受けた後、予定していた事業が変更になった場合は？

A 担当窓口にご相談の後、変更届（定形） および必要書類をご提出いただきます。

その上で変更後の事業内容、支出項目が対象かどうかを再審査し、配分金使用の可否を決定します。
ただし、受理した場合においても、決算額が予定よりも下回った際は、一定額の返金を請求することもあります。また事前に変更届提出をせず事業を実施した場合も、配分金の返金を請求する場合がありますので、事業内容に変更がある場合は必ず事前にご相談ください。



この配分制度は、社会福祉法人東京都共同募金会が定める共同募金配分要綱に基づき、世田谷区共同募金配分推せん委員会が独自に基準を定め、実施しております。

《令和2年度共同募金配分要綱（抜粋）のURL》

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp/etc/haibunyoukou02.pdf>

東京の赤い羽根で検索

●配分金については、下記の世田谷区社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

<https://www.setagayashakyo.or.jp/>

世田谷社協で検索





世田谷区共同募金配分推せん委員会

事務局：社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 調整係

電 話：03-5429-2233 FAX：03-5429-2204